

南蟹谷地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本協議会の名称を南蟹谷地域づくり協議会（以下本会とする）とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所を南砺市砂子谷 1500 番地（南蟹谷交流センター内）に置く。

(目的)

第3条 本会は南蟹谷地域の住民相互の交流と親睦を図るとともに、住みよい地域づくりを進めていくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域振興及び地域ビジョンの策定に関すること
- (2) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること
- (3) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること
- (4) 生活環境の保持と改善向上に関すること
- (5) 青少年健全育成及び文化振興に関すること
- (6) 交通安全、防災、防火、防犯に関すること
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第5条 本会は地区で選出された者をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2 名
- (4) 自治会長 8 名
- (5) 部会長 若干名
- (6) 副部会長 若干名
- (7) 事務局長 1 名
- (8) 会長が必要と認めた者

2 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出方法はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、地域住民の中から役員会で選出する。

(2) 監事は、自治会長及び各種団体長等から1名ずつ選出する。

(3) 部会長及び副部会長は各部会で選出する。

(4) 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を統括し会議の議長を務める。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長の事故あるときはその職務を代行する。

(3) 監事は、本会の会計を監査する。

(4) 事務局長は、事務および庶務会計の事務処理にあたる。

(5) 部会長は、活動を総括し会議の議長を務める。

(6) 副部会長は、部会長を補佐し部会長の事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第9条 役員の仕事は原則2年とし、再任は妨げない。尚、補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

(2) 任期途中で新任された自治会長及び各種団体長等は、その時点で役員とみなす。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、自治会長会及び部会とする。

(総会)

第11条 総会は本会の構成員をもって行い、この会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

1 定期総会は会長の招集により年1回開催する。

2 臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

3 総会は委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者及び委任状を含めた過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 総会は次の事項を審議する。

1) 会則の改正

2) 事業報告及び決算報告

3) 事業計画案及び予算案

4) 役員の変更

5) 総会で提案された事項

5 総会には、書記1名、議事録署名人2名を置き議長が指名する。

(役員会)

第12条 役員会は次の事項を審議する。

1) 本会運営の基本事項

2) 運営及び活動計画

3) その他必要事項

(自治会長会)

第13条 自治会長会は、会長、副会長、事務局長を加えて構成する。

(部会)

第14条 本会に次の部会を置く。

1) 地域づくり部会

2) 健康・福祉部会

3) 生涯学習・子育て支援部会

4) その他目的達成のために必要な部会

(会計)

第14条 本会の経費は会費・交付金・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

この会則は平成31年4月1日より施行する。